

伊方原発をとめる 第10号 大分裁判の会ニュース

第10号
2018/10/15

発行：伊方原発をとめる大分裁判の会
〒870-0802 大分市田ノ浦12組
TEL 097-529-5030 FAX 097-532-3772
http://ikata-sashitome.e-bungo.jp
E-mail: nonukes@able.ocn.ne.jp
郵便振替 01710-7-167636



司法の無能に怒り！！

伊方原発3号機再稼働を認める 大分地裁仮処分 即時抗告！私たちは、たたかい続けます。

9月28日午後2時頃から、大分地裁前には、原告や応援団が集まり始め、裁判所員が緊張した表情で走りまわります。マスクも中継車やカメラの位置取りを始め、次第にその時を迎える体制をととのえます。

四国・広島からは、各種の旗や風船を持って仲間が参加。みんな感激。

2時半、中山田さつきさんの司会でプレ集会。松本共同代表のあいさつに続き、河合弘之弁護士の「どんな決定がされるか解らないが、私たちは負けることはない。原発が危なくて高くついて、手におえないも



のであることは世界の常識になっている。我々は日々勝っているのだと思う。大切なのはこのたたかいを続けることだ」と力強いあいさつ。

3時に申立人が「仮処分決定書」を受け取りに。期待と不安の中、10分後姿を現し、手には「司法は屈した」のタレ幕。一斉にカメラとマイクが集中する中、再び河合弁護士が激しく裁判所対応を批判。

「これまでで最悪の決定だ。原子力規制庁と四国電力の言い分のみをうのみにして、私たちの主張を全く無視した」

参加者の皆さんは一樣に厳しい表情だが動揺はない。比較的冷静に受け止めている様子だが、どこまでも闘うだけだという熱気は強く感じられる。

このあと、弁護士会館に移動し「弁護士声明」と決定についてのくわしい報告・記者会見が開かれた。

第11回口頭弁論 11月1日(木)

14:00 原告団及び傍聴希望者集合
14:30 第11回口頭弁論
15:00 報告会・記者会見等
たたかいは続く！法廷を満席にしよう！

決定 骨子

第1 主文

1 第1事件及び第2事件の各債権者らの申立てをいづれも却下する。

2 申立費用は、第1事件及び第2事件の各債権者らの負担とする。

第2 理由の骨子

債権者らは、発電用原子炉施設である伊方発電所3号機（本作原発）を設置、運転している債務者に対し、人格権に基づく妨害予防請求として、本件原発の原子炉の運転を仮に差し止めることを命じる仮処分を申し立てた。

本件においては、審理・判断方法が問題となっているほか、①新規制基準の策定上の手続等及び規制内容等の合理性、②地震に対する安全性確保対策の合理性、③耐震設計における重要度分類の合理性、④使用済燃料ピット等の安全性、⑤地すべりと液化化現象に対する安全性、⑥火山事象に対する安全性確保対策の合理性、⑦シビアアクシデント対策の合理性、⑧住民避難計画の合理性が主たる争点となっている。

当裁判所は、基本的には、債務者が、新規制基準の内容に不合理な点がないこと及び本件原発が新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点がないこと、ないしその調査、審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落がないこと（専門的な知識を必要とする事柄について、その分野の知見に照らし、無理のない思考に基づいて適合性判断がされていること）を、債権者らによる指摘を踏まえ、相当の根拠、資料に基づき、主張疎明する必要があると解した上、債務者において、各争点に関して上記不合理な点がないこと等の疎明があると判断するなどし、結論として、本件申立ては、被保全権利である人格権に基づく妨害予防請求権についての疎明を欠き、理由がないとして、これをいづれも却下することとした。

以上

弁護団 声 明

（大分地裁仮処分決定を受けて）

2018年（平成30年）9月28日
伊方原発運転差止大分裁判弁護団

1 大分地方裁判所民事第一部の佐藤重憲裁判長、伊藤拓也裁判官、工藤優希裁判官は、本日、伊方原発3号機の運転差止仮処分命令申立事件において、住民側の申立を却下する不当決定を出した。

2 大分地裁の裁判体は、期日においても積極的に原発の危険性について審理しようという姿勢が著しく欠如していた。決定内容は、その姿勢を反映したものであり、四国電力株式会社の主張を鵜呑みにし、新規制基準と適合判断の合理性をほとんど無批判に認めるものとなっている。結論ありきの形だけの審理しか行わず、司法としての本来の責務を放棄したものだといわねばならない。特に、3日前の広島高裁決定でさえ、火山ガイドの不合理性が改めて認定されたにもかかわらず、大分地裁は原子力規制庁が作成した「原子力発電の火山影響評価ガイドにおける『設計対応不可能な火山事象を伴う火山活動の評価』に関する基本的な考え方について」に沿って、火山ガイドの合理性を肯定した点は、権力側に追従しようという姿勢を如実に示すもので、断じて承服できない。

3 福島原発事故から7年半が経過しても、帰還困難区域は7市町村に及び、最も離れた地域は原発から30km以上離れている。避難指示が解除された地域でも、帰還する者は少なく、復興には程遠い現状である。甲状腺がん若しくは悪性疑いと判定された福島県内の事故当時18才以下だった子どもは、現在確認されているだけでも211人にのぼり、そのうち175人は既に手術がなされている。

大分県には伊方原発から40数kmしか離れていない地域もある。しかも間には瀬戸内海が広がり、放射性ブルームを遮るものがない。ひとたび伊方原発で過酷事故が起これば、大分県にも甚大な被害が及ぶ危険性が十分にある。特に地震や噴火などの複合災害時には、住民が安全に避難できる保証はまったくない。

4 大分県民は、伊方の地に原発が建設されることを望んだことはなく、その経済的な恩恵を受けたこともない。それにもかかわらず、伊方原発のリスクだけを引き受けなければならないのは、明らかに理不尽である。

私たちは、大分県民が無用な被ばくや避難を強いられることなく、この恵み豊かな郷土を次の世代に繋いでいけるよう、今後も伊方原発の危険性を訴えていく。

以上

ドキュメント
9.28

報告・抗議集会 記者会見

◆始めに弁護団を代表して徳田靖之弁護士から弁護団声明を發表します。

<徳田弁護士>

(前ページの声明文を読みあげる)

◆次に河合弘之弁護士から今日の決定についての総論的評価をお願いします。

<河合弁護士>

よくまあ、こんなひどい決定が出たなあと思うくらい行政・原子力村・電力側べったりの決定です。原点に返って考えると、火山にしても地震にしても全部、予測と平均値による統計的处理と、それによって安全を認定しているという危うさが本当に忘れられているなあ、と思います。

火山についていうと、いつ頃こういう規模の噴火が起きるかという『積極的予測』は無理だということは火山学者は殆ど認めています。「そんなことが出来たら苦労しないです」と言っています。それを前提に火山ガイドはできている。「いくらなんでも違うでしょ」と言ったのが二つの高裁決定なんだけど、それすらも、ひっくり返して火山ガイドでいいんだと。

もう一つは、いつごろ来そうだ、どこに来そうだというのが『積極的予測』だとすると、『消極的予測』というの

があります。ここからこの間の期間は、破局的噴火とか、中程度の噴火が来ないよというのは『消極的予測』なんです。それは『積極的予測』よりももっと難しい。もっと難しいのに、平然とやって見せているのが電力・規制委員会なんだけども、それを唯々諾々として認めた。この間は来ないよと、伊方原発の運転期間中はそういう破局的噴火は来ないよという予測を認めた。

それと同じことは、基準地震動についてもいえることです。こういう地震がいつごろ来そうだというのが『積極的予測』。大地震について『積極的予測』が成功した事例は、日本の歴史上、世界の歴史上一つもない。「大きな地震が明日来るぞ」と言っていた中した事例は一つもないわけです。北海道もそう、大阪もそうだし、予測されたものなんて一つもない。

『積極的予測』というのは難しい、ほとんど不可能だというのは、今の地震学者の共通認識です。予測が難しいという理由は、3つしかない。

地震はキチンとしたデータがそろうようになってからまだ二十数年。阪神淡路大震災以後、非常に緻密なデータが取られるようになった。それ以前は非常に雑駁なデータしかない。データ不足ということが一つ。

二つ目は、実験ができない。本当に模型作って揺らしてみることではできても、地震はどうやって起きるんだ、地震を起こしてみる実験はできない。

データが少ない、実験ができない。しかも見えない。

地震が起きるのは、地下30キロとか50キロとか多い場合は100キロ近い。見れないですね。見れない、実験できない、データが不足している。そのために、『積極的予測』というのは、ほとんどできていない。

今度は逆に『消極的予測』というのは、この期間はこういう規模の地震は来ないということが予測できるかというと、『積極的予測』よりもっと難しいわけです。だけど、来ないはずだ、平均値、それからこうこういう計算式、予測、仮説、こういうものを組み立てて『消極的予測』をしている。それを計算して、その予測の上に原発を動かしているわけです。



火山についても同じです。さっきの三重苦は同じなんです。データが少ないのは、地震よりもっと少ないですよ。実験が出来ない、地中深くで起きていて、なかなかレントゲンみたいに見られない。こういう三重苦であるということでは、火山学も同じです。

火山学においても、『積極的予測』はできないと言うふうに学者レベルでは認定しているのに、今回はなんか変な理屈つけて「できる」もしくは「消極的予測はできる」という認定になっている。予測と仮説と何だかよく分からない確率計算によって、原発を動かしていいの？僕はいいないと主張したいのです。

そのいけない理由は、原発の被害は、質的にも量的にも、他の被害と全然違います。国が亡びるような事故って原発事故しかないんです。地震とか津波とかでは国は滅びないんです。あるとすれば戦争かもしれません。それは、外交などで人為的に避けられる。

しかし、原発事故は起きれば国が亡びるような、そういう災害をもたらすわけだから、それは絶対に予測なんかで決めてはいけないというような議論のところまで、もう一回やり直さなければ、今日みたいな決定はどうにもならないなあと思っています。

この裁判、仮処分を、起こした時は竹内裁判長でした。竹内裁判長は、人権裁判などでいい裁判長だと思って期待していたんですが、任期の関係で転勤してしまった。次に来た佐藤さんは、何を考えているんだか良く解らない。ボクが「大体一度も質問もしないで、あなた方は、記録をちゃんと読んでいるのか！」と言ったら、ものすごい顔をして「心外なことをおっしゃる」と。

僕も普通なら裁判官に礼儀正しい方なんですが、ちょっと挑発してやれと思って、「よく読んでないから、良く解らないから質問できないんじゃないの？」と言ったら「そういうことを言われて心外だ」と怒った。その時だけは気合が入ってたんだけど、「じゃあ、まじめにやって」というと「そのあと質問します」と言うけれども、ろくな質問は出てこないですよ。

記録を読んだとは思えないような質問だったんです。これは駄目だねって思っていたらやっぱり駄目な決定が出たんです。

私たちのたたかいは、去年の12月に広島高裁から良い決定をもらったんだけど、その後は、ボロボロ負けが続けます。もう一回ここで新規巻きなおして、新しい視点で考えなきゃいけないかなということを考えています。こんな決定をもらったくらいで、私たちは屁とも思っていないから、全然へこたれません。また、今までと同じように、粘り強く、たたかっていきたいと思っています。

<南守弁護士>

長いものなので、全て説明するのは大変なんです、簡単に言うと、読むに値しないと。

最悪とまでは言わないが、かなり悪い方の部類の決定で、適当に住民側の主張を聞いて、四国電力側を勝たすという路線を決めて、そこに四国電力の証拠を適宜盛り込んでいった。そう言うふうな感じかなと思います。

最後に出した書面の時に顕著だったんですが、最後の最後に、こちら新しい書面を出したんですが、裁判長はこちらが出した書面に対しては、反論をうながしましたが、四国電力が出した書面に対してはこちらに反論しろとは、一切言わずに終わらせたという事実もあります。

非常に残念と言えば残念です、こんな決定が積み重なっていくと本当に残念な決定が出てくる可能性もあると思いますので、今後どのようにたたかっていけば、勝てる決定が出るのか、今回の決定を踏まえて真摯に反省をしていかなければ未来はないのではと思う次第です。

<申立人の中山田さん>

こんな決定を受けるために、私たちは裁判を起こしたわけじゃないですよ。本当にそう思いました。そもそも、どうしたら一電力会社の一原子力発電所の操業によって、大分に居る私たちが、ここで生きるという権利が脅かされなければいけないのかという理由は、何処にもないでしょう。

電気を発電する発電所のために、どうして今の私の暮らしが、脅かされないといけないのか。それは私一人ではなく、伊方の周囲の人、全国原発のあるところの人たちの権利だと思います。

福島の後、福島のような事故は絶対に起こさないっていうのが、原子力関係者の命題だったはずだと思うんですよ。



ね。それは、電力会社だけでなく、政府だけでなく、私たちにも責任があると思うんですね。フクシマが起きた時、自分は何してたんだろうって、思いました。

だから、私たち責任を果たすという気持ちでこの裁判を起こしたと思うんですね。そういう気持ちで裁判をやった

んですけど「こんな判決をうけるために裁判やってんじゃねえよ」っていう気持ちですかね。

<申立人の小坂さん>

この伊方裁判は四か所でほとんど同時に起こされました。これまで一勝四敗です。これから高松高裁や山口地裁岩国支部でも決定が出ますので、まだまだあきらめることはありません。昨年8月に四国電力は電気料金の値下げを計画していましたが、値下げを延期しました。この一年近く原発が動いていないために、300億円以上の損失を出したからです。

このように原発が動いたり止まったりのたたかいが続けることが私たちのたたかい方です。

◆報道機関の方からの質疑応答の時間とします

<A 新聞>

戦略を練り直すというお話しでしたが、どのように？

<徳田弁護士>

即時抗告してどのようにたたかうかということについては、これから弁護団で検討していかなければならないと思う。訴えたいと思っているのは、国民の六割以上が原発再稼働に反対して、原発は止めるべきだという意見を一貫して表明し続けている。そういう国民の声を裁判所は、今日の決定の中に全く触れられていない。

私はそのことを司法をとおしてキチンと訴えていかなければならないと。福島第一原子力発電所の事故、この未曾有の事故がなぜ起こったのか、当時の最高レベルで科学的な学者を集めて、あのような事故が起こらない想定で始めたはずなのに、あの事故が起こってしまった。

このことを今回の決定は、全く考えていないのではないかな。自然災害が起こりうるのかという予測に関しては、著しい無理があるということを、今日の決定は全く踏まえていない。そういうことで、最も原則的なところに的を絞りたいと思っています。細かい所は、具体的に練ったうえで、検討をしていきたいと思います。福岡高裁に求めていく、そんなことを考えています。

<A 新聞>

3月に規制庁が制定した「火山ガイドの考え方」っていうのは、今回の決定に反映されていますか？

<南守弁護士>

かなりと言えるかどうかというのは、評価になるところではあるのですが、この決定の書き方としては、「社会通念上、無視しうる」というようなことを先に出した後に、規制庁の内容にも沿ってというような事を書いていますので、やはり影響は大きいのではないかと見て取れるところですよ。

<河合弁護士>

一体何が明確な根拠なのかっていうのは、よく解らないんです。「社会通念」ですね。社会通念上リスクというのは差し迫ったものとは言えないということが示されているが、無視できますよというふうな認定になっています。我々が主張している、発生頻度が著しく小さいといっても原子力発電所に求められる安全性からして、随分小さいと言うふうには言えないじゃないかというところは、全く入れられていません。

<B 新聞>

社会通念というものを裁判所が理解する時に、彼らはど



うやって理解しようとしているんでしょうか？

<河合弁護士>

これは、非常に鋭く、かつ、答えるのは難しいのですが。「社会通念」というのは、一般的な「社会常識」みたいなものだと思うんですが。

この裁判官が考える社会通念というのがよく解りません。ある意味そこが説明できないからこそ「社会通念」という言葉を使っている。これまでの裁判の歴史からしても、非常に恣意的に使われて来た「ワード」だなあと受け止めています。

日本には国民投票という制度はないでしょ、そうすると民主的な選挙で選ばれた国会が決めるのかなあ。そうすると法律が世論だよなあと。そうすると政令、その下の省令、そうするとそれが社会通念だよな、という考え方もあるんですね。

もう一つは、何となく裁判所が、恣意的に都合よく仕上げるもの。ある意味では、社会通念というゴミ箱があって、そこに全部投げ込んでしまう。そういう使い方。

例えば、VEI-6なんて言うすごい破局的被害を予測した建築基準法の規制はないじゃないの、とか。みんなそんなこと、気にしてないでしょ、とか。VEI-6に対しての災害対策、練られていませんよね。ということは、みんな気にしてないってことですよね。気にしてないってことは、社

会通念上、そういうことは無視するってことですよね。

そういう、都合のいいことだけを、社会通念ということにしちゃって、法律を、曲げてしまう。

< C 通信 >

今後の戦略について、抗告以外の選択肢は？

< 河合弁護士 >

ボクが今考えているのは、科学技術には絶対性はないよねって、絶対安全ってないよねって。確かに失敗は成功の母で、失敗から、開発・改良・失敗・改良・そしてまた失敗・改良とラセン状に人類は進歩してきた。だから一回の失敗なんかでは諦めてはいけないんだと。相対的なものなんです。絶対的な安全性ではなく、相対的な安全性だよね。じゃあ、相対的安全性ってなんなの？確率はどれくらいなの？何年に一回ならいいの？そういう議論になってくるわけですね。

それが結局、社会通念ってごまかされてしまった。

だから、ボクはそういう細かい技術的論争はもう、シャットアウト！どんなに精緻なデータを使っても、地震学・火山学・津波学というのはデータが少ない、実験できない、見えない、この三重苦なんだから。

所詮は科学技術は未熟なんです。それに基づいて、最も危険な原発を動かしていいとか、いけない、なんて決めることが間違いだと。憲法の中心は、人権ですよ。基本的人権を根本的に冒しているし、原発が壊滅的事故を起こしたら、国土が消滅するかもしれない。国家あつての憲法でしょ？憲法がそんな国家を毀損するかもしれないようなものを、承認するはずないよね、というような論理で、違憲論まで正面に出して、たたかう。そういうふうにしなないと勝てないのではないかと最近思っています。

ここのたたかいで言うと、戦略というのはいくつかあって、即時抗告をして、福岡高裁でたたかう。それからもう一つは、こっちで新たに、今言ったような骨太な議論でたたかう。

即時抗告しないと、ここで認めたことになるんじゃないか。だから、たたかい続ける意味はあるんですけども。これを別の人が新たな、もう一つのさっき言った、骨太な理由で、絶対に原発は止めなきゃいけない。原発は憲法違反なんだから「止めろ！」っていう、それだけで判断しろっていうね、そういう仮処分を起こすっていうのも、一つの手なのではと。

一番消極的なのは、それもやらない、即時抗告もしないと。まあ、3つくらいですかね。どれにするかは、皆さんとよく協議をして、決めるべきことだと思います。

< C 通信 >

並行して行われるのでしょうか？

< 河合弁護士 >

そうですね、徳田先生はそういうのを両方でやるのも面白いんじゃないのっておっしゃっていて、人的・物的資源の量に関係するかなとおもいますけど。確かに両方やるというのも選択肢の一つかと思います。

< 徳田弁護士 >

私たちは、弁護士ですので、勝負は法律で決めたいと思っています。原子力規制委員会が出した結論が正しいなんて誰が検証できるのか。福島原発でも原子力規制委員会なんて信用できないという議論が起きているじゃないですか。福井地裁や大津地裁がだした結果を、前面に掲げる必要があるのではないか。それを採用した樋口・山本裁判官のような人がいるわけですから、そんな裁判官が居ることを我々は信頼してやっていきたいのと、大分はこれだけの盛り上がりがあるんです。伊方原発を止めたいという熱意が。

応援しているという人がたくさんいるという、この運動をこれからどう広げていくのかということ、しっかりと考えて、今後の方針を決めていかなければいけない。昨日の会議では即時抗告をすると決めています。

< 河合弁護士 >

大事なことは、裁判官がボクたちに勝たせる、憲法的あるいは人間的な思い、それがあることがまず第一です。そしてもう一つ、技術的論争に耐える理解力。しかし、正直あまりにも難しく、裁判官は耐えられないと思います。原発なんか危ないからやめた方がいいよなんて思ってる裁判官もあまりにも難しい議論になるから、自信をもって書けなくなっちゃう。自信をもって書けないと、恥をかくのもいやだから、御用学者や権力や、行政や大会社の言うとおりにやっつくかということになっちゃう。もし、僕たちが骨太な議論をして、争点を2点か3点にして求めたら、前任の竹内裁判長も書いていってくれたかもしれない。

13も論点並べるのをやめて、骨太な、地震学も津波学も火山学もそんなもの頼りにならない、原発動かしたりするなよっていう、そういう分かりやすい議論をもう一回する必要があるのではないかと、思っています。

◆これで報告集会及び記者会見を終了します。

(編集部で少し短縮しました)

< VEI > 火山爆発指数 Volcanic Explosivity Index

火山そのものの大きさではなく、その時々爆発の大きさの指標である。噴出物の量で、0から8に区分され、8が最大規模である。

9万年前の阿蘇山噴火はVEI-7の噴火規模であった。日本の最近の噴火では、1914年の桜島の噴火はVEI-4、1990年の雲仙岳の噴火はVEI-3。1707年の富士山の宝永大噴火はVEI-5。

子どもたちに安全な未来を残す責任が 私たちにはある

原告 甲斐 まゆみ



1 はじめに

原告の甲斐まゆみです。私が原告になった理由と意見を述べさせていただきます。

私は、大分県の南部に位置し天気の良い日は四国の山々が見える臼杵市という所で暮らしております。

臼杵市職員として38年間で、最初の20年は幼稚園教諭として、その後18年間は主に教育や児童福祉の行政職場で勤務してまいりました。

臼杵市でも近年少子高齢化が進み、人口3万8000人程度のまちで、年間の出生数は200人前後です。少しでも子どもを生み育てやすい環境づくりをめざし、子ども医療費の無料化や予防接種の助成拡大、保育料の減額、相談支援場所の確保などに努めてまいりましたが出生数の増加には程遠い状況です。

しかし、近年は臼杵市の自然環境のよさや、安全な有機野菜や地元で育てられた食材を使った学校給食などを理由に挙げられ、子育て世代の方の移住者も増えているところです。

ところが、そのように自然環境の良いこのまちの50キロ先には、伊方原発があり、今回、第3号機の再稼動が規制委員会です。

私は原発事故が起きれば必ず放射能に汚染される私たち大分県民が、四国電力から無視され、交渉のテーブルにも立てないことに対して心からの驚きと怒りを覚えます。

再稼動がなされていない今ならまだ間に合うかもしれない、裁判なら経済的利益ではなく、未来の安心を選ぶ判断をしていただけでも知れないと、原告団に参加させていただきました。

2 原子力発電所との出会い

私は中学生の頃、学校の授業で第2次世界大戦の末期に、広島・長崎への原子爆弾の投下、直後の誰も想像できない程の大被害と大惨事、人々の苦しみと2代3代と続く健康被害について学びました。原子力は私たち人間の想像を超えた大きな力を持っているということは理解できました。

しかしその後、世界経済の大きな発展の中、自由主義社会においても、共産主義の国でも関係なく、原子力発電はクリーンで安全という不思議なキャンペーンが展開され、世界中で原子力発電所が建設されていきました。

私の生活も子どもの頃と比べると電気のお陰で驚くように便利になり、日々電気を使わない生活など想像できないほどになってきました。

しかし、1979年スリーマイル島原発事故、1986年チェルノブイリ原発事故、2011年福島第一原発事故と、炉心溶融を伴う大きな原発事故が3回も起きてしまいました。

ちなみに、チェルノブイリ原発事故後の1992年に制定されたINES（国際原子力事象評価尺度）に基づくレベル1〜7で判断すると、チェルノブイリ原発事故と福島第一原発事故が最上位のレベル7（深刻な事故）とされているそうです。

私は、チェルノブイリ原発事故の起きた1986年に結婚し、子どもを二人授かりました。自分が母となってあらためて、チェルノブイリ原発事故後の子ども達への健康被害についての記事

や映像に関心が深くなりました。特にチェルノブイリの事故では、地元だけでなくヨーロッパ各地にも広がる原発事故後の子どもたちの白血病や甲状腺癌の多発や、先天的奇形児の出生の増加等を耳にし、最初は遠い世界の話が身近な問題に変わっていったのです。

日本にも、その当時30基以上の原子力発電所がありました。どの原発建設地も大都市から遠く離れた場所に建設されることが多く、安全という言葉を感じたことはありませんでした。しかし、毎日の暮らしにおわれ、九州にある3つの原発と目の前

にある伊方原子力発電所に対し、組合を通じた反対運動程度の活動しかしていませんでした。

3 福島原発事故後の政府対応への不信感

私は最初、過去に起きたスリーマイルとチェルノブイリの経験をもとに、東電や政府がある程度は適正に事故対応できるものと思っていました。

チェルノブイリ原発事故から25年もたっており、海辺にあえて建設されているのですから、どのように守り、重大事故を起こさないかの知識と設備が当然整っているものと思っていたのです。

ところが、想定外の津波が押し寄せ原子力発電所をおおい、無残な姿になってしまった原子力発電所を制御するすべを、私たち人間は持っていなかったのです。

しかし人命を軽んじ経済優先の姿勢を鮮明にした国は、情報を隠蔽し続けました。メルトダウンという重大な事実さえ情報が数ヶ月も隠されたと聞きます。

その日のうちに、アメリカやヨーロッパでは報道されたという各地の放射能測定値が日本では放送されず、素人の私でもわかる、福島原子力発電所近くの地元浪江町や富岡町の住民避難さえ指示されなかったのです。

どう考えても、事故後大量の放射能は漏れ、拡散し、人間を蝕んでいるでしょう。

さらに驚いたのは、安全基準値の値が修正されたことです。年間被曝量が1年あたり1ミリシーベルトだったものが、20ミリシーベルトに引き上げられたことです。

情報が国民に正しく知らされないだけでなく、唯一人間の身体を守るための安全基準が変更されるということはどういうことでしょうか。

元々あった基準が、いい加減なものだったとは考えられませんが、基準値を上げざるを得ないほど放射能の汚染値が高かったからに他ならないことくらいは誰もが想像し、国の対応に失望しました。

国は、譲ってはいけない譲歩をし、何とかしようとした結果が、その後の福島県をはじめとする甲状腺癌の多発や健康被害の拡散ではないのでしょうか。

2016年12月28日の北海道新聞には、福島県の検討委

員会が、子どもの甲状腺癌の2巡目の本格調査で68人にがんやその疑いが見つかったことをあきらかにしたことが報道されました。しかし検討委員会は「福島原発の影響とは考えにくい」と報告をまとめたことあり、しかし検討委員会報告の後患者が増えていると結ばれていました。

基準値を修正し、放射線の多い地域に住むことを奨励し、放射能で汚染されたものを、風評被害から救うと言って食べさせてきたのです。

子どもの身体を気遣い避難して行った人々は、「故郷を捨てた。」と地元の方からは非難されていると聞きました。

国は放射性物質による実質被害があるのにもかかわらず、風評被害という言葉を用いて事実を隠蔽しています。汚染という事実から目を背けさせて、「食べて応援キャンペーン」を行うなど、圧力をかけています。

原発政策を推し進めた関係者はいまだに誰も責任を取りません。住む場所や仕事をなくし、病気になって死んでいくのは一人一人の個人です。

原子力発電推進をあくまでも優先し、国民を分断させ、個人の健康と安全を守らないというのが国の方針であるなら、私たちは司法という場で裁判という方法で方向を変えていただくよう訴えるしかないのです。どうか司法の場で正していただきたいと思います。

4 伊方原発再稼働について

四国地域への電力供給として稼働している伊方原発は、わが町臼杵市からは50kmの場所に位置しています。

伊方原発がある伊方町は、日本最大の活断層といわれる中央構造線が走っている真上に近い場所に位置しています。仮に数十年以内におきると言われている南海トラフ地震が起きれば、伊方原発で福島原発級の事故が起き、大分県には深刻な放射能汚染が起きる可能性があります。

臼杵市でも、市民を守るため検討を進めていますが、あっと

いう間に押し寄せる目に見えない放射能をどう防げばいいのか現実的には対応は不可能です。

しかしながら四国電力は甚大な被害をこうむるかもしれない私たち大分県民を完全に無視し、原発3号機の再稼働準備を進めています。

南海トラフ地震等による自然災害が発生した場合、福島原発事故の様な事故が起きないとは誰もいえません。

なぜなら、東日本大震災も、専門家を含む我々人間の想定をはるかに超えた地震だったからです。規制委員会の審査は本当に適正なのでしょうか。想定を超えるあらゆる災害や事故の可能性をも検討された結論なのでしょう。

私たちは自然に対してもっと謙虚であらねばならないと思います。自然の力は私たち人間の想定をはるかに超え、人間の力では制御できないとわかったのですから。

5 子どもたちに安全な未来を残すのが私たち大人の責任です

日本は今後、超少子高齢化社会に突入するという大変な状況にあります。

2025年問題などと言われていますが、今後少子高齢化はさらに進み、子ども達の絶対数がおおきく減少するのです。数年前話題になった、消滅可能性都市というものに私の住んでいる臼杵市も入っています。

これから大変な未来に、国を支えていくべき少数の子どもや青年たちを、放射能汚染という悲惨な環境にさらすことだけは、私たち大人の責任として、してはなりません。

南海トラフ地震は今後数十年のうちに起きるといわれています。私たちに制御できない原発事故の可能性があるのであれば、原子力発電を手放し、生活の少しの不自由さを受け入れ、未来の安全な環境を手に入れていく選択を勇気を持って行うのが、私たち大人の責任であると考えます。

裁判官の皆さんどうか未来の青年や子ども達の安全で健康な暮らしのために日本の本当の未来を守るご判断をお願いいたします。

《意見陳述書》7月26日第10回口頭弁論

国民の意思を無視した「社会通念」に逃げこんではならない

原告訴訟代理人
弁護士 徳田靖之



私は、今回提出した原告らの準備書面(4)の内、破局的火砕流に関する部分について、その要旨を申し述べることにします。

1 破局的火砕流による原発の危険性に関する2つの司法判断の存在について

(1) ご承知のとおり、広島高裁は、昨年12月13日に、過去における国内最大規模の噴火である阿蘇4噴火と同規模の噴火が起きた場合に、阿蘇から130kmの距離にある、本件原発に火砕流が到達する可能性が十分小さいとはいえないとして、その操業の差し止めを命じました。

(2) 一方で、同じ阿蘇から、より近い距離にある川内原発に関して、福岡高裁宮崎支部決定は、破局的噴火は、日本全体で見ても約1万年に1回程度と極めて低頻度であることを主たる理由として、この程度の危険性については、無視しうるものとして容認するというのが社会通念であるとして、住民らの請

求を斥けました。

(3) この相反する2つの司法判断をどう評価すべきかということ論じたのが今回の準備書面です。

同書面では、同じ阿蘇山の噴火による影響を論じるにあたって、2つの司法判断が、どの点について、判断が共通し、どの程度相反するのかを具体的に比較しながら論述しています。

2 火山ガイドの信用性について

(1) 両決定は、火山ガイドが、大規模噴火を予知可能だとしている点について、非科学的であるとしている点で一致しています。

(2) 相反しているのは、広島高裁決定が、それでも火山ガイドは審査基準足りうるとしているのに対し、福岡高裁宮崎支部決定の方は、火山ガイドの審査基準としての妥当性を全

面的に否定しているということです。

しかしながら、私たちは、この点に関する福岡高裁宮崎支部の決定は、次の2つの点において決定的な過ちを犯していると考えます。

その第1は、いわゆる伊方原発行政訴訟に関する最高裁判決に違反するという事です。

同判決は、具体的審査基準が不合理であれば、設置変更許可処分は違法となることを明示しています。

そもそも、本件原発は、火山ガイドという審査基準に基づいて適合と審査がなされたはずなのです。その審査基準が非科学的であるのであれば、こうした審査基準に基づいてなされた本件原発の適合性判断そのものを無効とすべきことは、論理的帰結であると言うべきであり、そうした判断をすることを回避して、社会通念なる独自の判断基準を持ち出して、本件原発の破局的火砕流からの安全性を容認するというのは全くの誤りです。

第2に、火山ガイドには、「調査結果から噴火の規模を推定できない場合には、検討対象火山の過去最大の噴火規模とする」との規定があることを無視しているということです。

同決定が指摘するとおり、破局的噴火を事前に予知することが不可能であるというのであれば、次に検討すべきは、火山ガイドにおける「過去最大の噴火規模」を想定して、その安全性を検討するということが必要になるはずですが。

ところが、同決定は、こうした火山ガイドの審査基準を社会通念を理由に、全く無視してしまっているのです。

3 「社会通念」は正しいのか

それでは、同決定のいう破局的火砕流についての社会通念なるものは、果たして正しいのでしょうか。

同決定は、破局的噴火は、日本全体としても1万年に1回であり、阿蘇4噴火については、約9万年前であることを稀であるとして、社会通念がこれを容認すると判断しています。

しかしながら、このような判断は、全く科学的根拠のない独断としか言いようがありません。

第1に、2014年に東京電力の姉川尚史常務（当時）が述べた見解を指摘したいと思います。

同常務は、原子力のエンジニアにとって、放射能が大量に放

出されてしまうような炉心溶融事故は、100万年に1回以下の発生頻度となるような対策をとるべきであることは、常識となっていると述べています。いいですか、100万年に1回と述べているのです。

この発言と対比したとき、9万年前であるということを理由にする福岡高裁宮崎支部の決定が如何に専門家の常識とかけ離れたものであるのかは、一目瞭然です。

第2に指摘しておきたいのは、活断層に関する立地審査基準です。

原子力規制委員会が制定した新規制基準では、将来活動する可能性のある活断層は、約12～13万年前の活動が否定できないものを対象とすることとし、必要に応じて40万年前以降まで遡って活動性を評価することを求めているということです。

第3は東電福島原発事故に関する政府事故調の指摘です。

ここでは、甚大な被害をもたらす事故・災害に関しては、発生確率にかかわらず、しかるべき安全・防災対策を立てておくべきであると述べられています。

こうした事故調の求める「謙虚さ」と対比したとき、同決定の発生頻度を理由とする判断は、まさに非科学的な不遜さそのものと批判するしかありません。

こうした判断を社会通念を理由として正当化することは絶対に許されてはならないと私は思います。

4 終わりに

日本は、古来、様々な自然災害に見舞われてきました。先日の西日本豪雨被害、しかりであります。誰がこれ程の被害の発生を予測できたであらうでしょうか。

私たちは、自然界の脅威に対して謙虚でなければなりません。そうすることではじめて、かけがえのない故郷を、かけがえのない次の世代を守ることができるのだと思います。

広島高裁決定は、まさに、こうした考え方を明らかにしたものであって、高く評価されるべきものであり、大分地裁の裁判官の皆さんにその価値を正當に評価していただきたいと願います。

以上

秀逸！大分合同新聞のコラム《9月29日》

東西南北

2018.9.29

「疑わしきは罰せず」とよく言われる。刑事裁判の大原則である。なぜならもし無実であれば、その人権侵害は回復不能となるからだ▼「推定無罪」とも表現される。犯罪事実の証明がない限り、裁判は被告人に有利とされなければならない。だが、こちらは事件ではない民事裁判だ。どちらが回復不能なのか▼大分県の対岸にある四国電力「伊方原発」（愛媛県伊方町）をめぐる裁判である。広島高裁（25日）と大分地裁（28日）で、それぞれ運転再開の可否が争われ、ともに再開が認められた▼主な争点は地震とともに阿蘇の巨大噴火リスクである。広島高裁では過去の阿蘇火砕流が、現地まで到達した可能性は認められ、「そんな噴火はめったに起きない」と考えて許容するのが「社会通念」と断じた▼それゆえに「疑わしいが、罰せず」とでも考えたのだろうか。犯罪を追及するのは災害の可能性を考えるのは別である。起きれば回復不能の事態を引き起こす▼大分地裁も原発運用期間中のリスクを「差し迫っている」とは言えない」とした。それでも想定外の東日本大震災と福島原発の現実を私たちは見ている。安全神話の社会通念が信用できないことも▼裁判官から見ると、何ともやっかいな案件だろう。いつ起きるかわからないか。神様でもないし、分かるわけない。だから「社会通念」なのか▼自然を侮ってはいけない。ましてや裁くことはできない。



◇新聞の購読・配達お申し込み ☎0120-510-374（平日9～18時） ◇紙面へのご意見・お問い合わせ ☎097-538-9640（平日9時半～16時半）

満席！ 感動！ 菅谷昭氏の講演

8月26日、伊方原発をとめる大分裁判の会は、大分県保険医協会との共催で、長野県松本市市長菅谷昭氏の講演会を大分センチュリーホテルで開催し、200名を超す人々が参集した。

I 菅谷氏は、1991年から松本市のNPOグループによるチェルノブイリ原発事故後の医療支援活動に参画し7回も現地に入っている。1995年に信州大学第二外科助教授を辞め、1996年1月より5年半に亘りベラルーシに単身赴任され、首都ミンスクの国立甲状腺がんセンターと高度汚染地ゴメリ州の州立がんセンターで子どもの甲状腺がんの外科治療に身を投じた。

私ども裁判の会は、福島原発の過酷事故に伴う子どもの甲状腺がんの“多発”など放射線による健康被害を裁判の争点の一つにすべく、日本人の甲状腺がんの専門医として唯一人チェルノブイリで活動されて来られた菅谷氏の経験を語ってもらうことにした。

標題：原子力災害による健康・環境・人権への影響 —チェルノブイリ原発事故医療支援の経験を通して—

II まずは、初めて現地に足を踏み入れた1991年3月、“石棺”の前の自身のスライドから始まり、医療支援をまつわる様々な場面での映像が写し出された。

そして、1986年の事故から30年目の2016年7月初旬のチェルノブイリを訪れた折の居住禁止区域、そこに住んでいた人々の廃屋、また菅谷氏の手術を受けた3人の家族との再会とその方々の今の想いを語る場面とともに、ゴメリ州保健局を訪問時の話をされた。

〈保健局の話の要点〉

- 1 低濃度汚染地域における被害状況として
 - ・ 免疫機能の低下（チェルノブイリエイズ：易感性）
 - ・ 造血器障害（貧血等）
 - ・ 周産期異常…未熟児・早産・死産・先天異常等
 - ・ その他の健康影響…

易疲労性／集中力欠如／体力低下等

- ・ セシウムの体内蓄積
- 2 ゴメリ州の公的医療機関の産科勤務医の話
 - ① 小児や成人におけるアレルギー疾患（喘息・皮膚疾患等）の増加
*家族歴で同様の疾患は認められていない
 - ② 胎児異常の増加
国策として妊婦健診を強化し、何らかの異常が確認されれば、半強制的に人工中絶を指示（これを拒否する女性も多々いる由）。

- 3 汚染地域居住の子ども（6～17才）に対し、国による年2回の定期健診を継続中
- 4 その他の国家的施策 以下の健康管理対策の費用は全て国が負担している。
 - （1）汚染地で生活している18才以上の住民に対し年一回の定期健診を実施
 - （2）汚染地域の子どもたちに毎年1ヵ月、非汚染地域での保養を実施

III 菅谷氏の原発事故に対する想い

- 1 被曝は低線量であっても必ず危険を伴う

《被曝リスクは、低線量に至るまで直線的に存在し続け、しき

い値はない》

（米国科学アカデミー BEIR 委員会の2005年報告）

2 福島原発事故後の今後について

- （1）甲状腺がん：チェルノブイリではIAEA（国際原子力機関）が10年目に事故によると認定

現段階では、「自然発生がん」と「放射線誘発性甲状腺がん」を区別すること不可能。10年後の2021年の段階では、…。国や県は、定期検査等にもっと注力すべきである。

- （2）非がん性疾患：長期的・持続的低線量被曝の影響を注視すべきである。

- （3）チェルノブイリ事故後の子どもへの健康保養対策を参考に、国として被災者を支援すべきである。

IV 菅谷氏の“小さなつぶやき”

- ・ チェルノブイリ原発事故による人の健康や生活環境等への影響は、事故後32年経過した今なお収束したとは言い難く、引き続き長期にわたる注意深い経過観察が不可欠である。
- ・ 福島の事故は、わずか7年経過したにすぎない。チェルノブイリ事故後の汚染地の現状を教訓にして、残念ながら国の対応に期待が持てない以上、国民一人ひとりが放射能災害にもっと関心を強め、たとえ時間がかかろうとも、子どもたちの未来を守るため、この国難に立ち向かう時が到来しているのではないのでしょうか。チェルノブイリの現状は、福島の25年後の姿か……。

《講演の感想》

市長なので、国の原発政策についての批判は立場上できにくいという印象を受けた。しかし、声色は明らかに批判されている。

現在の国の福島原発事故に伴う健康被害対策には多くの意見をお持ちだが、受け容れられない腹立たしい想いが込められた講演だと感じた。

（文責：共同代表 松本文六 2018.9.5 記）

環境法の考え方も生かしたい 大分の魚は美味すぎる

<弁護士紹介コーナー第3回>

弁護士 宮本 諭



はじめまして。弁護士の宮本諭（みやもとさとし）です。このたび、「裁判の会ニュース」に寄稿させていただくことになりました。

私は今年で4年目の新米弁護士で、ふだんは交通事故などの民事事件や離婚事件、相続事件などの家事事件、さらには刑事事件などをやらせてもらっていますが、原発裁判という大きな裁判にかかわることができて、大変光栄です。特に私は、司法試験の受験では、環境法という科目を選択しており、環境問題について関心があったので、環境法の考え方等もこの原発訴訟の中で引用していくことが出来ればと思い、微力ながら活動に参加しています。

私の出身は、大阪府で、司法試験に合格をした後にある研修のときまで、一度も関西以外で生活をしたことはありませんでした。もっとも私の父親は、大分県中津市出身ですし、法科大学院のときに知り合った私の妻は、私が司法試験に合格をしたときには、既に大分県で弁護士をやっていたこともあり、大分県には縁がありました。

弁護士の中での役割ですが、私は、3、4カ月に一度行われる「脱原発弁護団全国連絡会」という全国で脱原発のために闘っている弁護士の情報共有の会合に参加しています。脱原発弁護団全国連絡会では、伊方原発、玄海原発、川内原発での訴訟活動の報告なども聞けますし、また、そ

れぞれの弁護団で悩んでいる点やどのような主張をしているか、弁護団の主張に対して電力会社からどのような反論が出ているかなど情報共有することができ、とても勉強になります。脱原発弁護団全国連絡会での情報を大分に持ち帰るようにしています。

この訴訟は、裁判所での主張・立証だけでなく、裁判所外での運動も重要だと思います。例えば、原告の皆様が法廷に毎回来ていただくことにより、どれだけの住民がこの訴訟に関心があるのか、裁判官にも伝わると思います。また、伊方原発で事故が起きた場合には、隣接する大分でもどれほどの被害が生じるのか、皆様の声を裁判所以外の様々な場所であげていただくことにより、裁判官も我々の声に耳を傾けるようになると思います。

私は、大分県で生活をして5年目になりますが、大分県の新鮮な魚を食べるようになり、大阪で魚を食べることが出来なくなりました。このようなかけがえのない資源を守るためにも、この訴訟は重要な訴訟です。また、この訴訟は、我々のための訴訟だけではなく、将来世代のための訴訟でもあります。子ども達が大分県で安心して暮らしていくことができるようにするためにも絶対に勝たなければなりません。長くなってしまいましたが、これからもよろしくお願い致します。

グリーンコープ生協は、 「伊方原発をとめる大分裁判の会」を応援しています。



グリーンコープでは、いのちを真ん中に考える生協として「いのちと原発は共存できない」と考え、1986年のチェルノブイリ原発事故以降、脱原発運動に取り組んでいます。

今秋、商品を購入することで裁判の会を応援する企画に取り組みます。10月1日から組合員に配布するチラシより、まずは6週間にわたり13アイテムの商品を紹介していきます。竹田の福祉施設で大切に作られた佃煮類・佐伯のメーカーの国産海産物・こだわりの生乳から作られた飲むヨーグルト・民衆交易で輸入した豆を就労支援施設で焙煎したコーヒー豆。販売する商品もそれぞれに厳選したものばかり。商品を購入するメーカーのみなさ

んにも企画の意図を理解いただき、共に応援していただいています。

売り上げから、係る経費を差し引いた額をカンパとして「伊方原発をとめる大分裁判の会」にお届けする予定。大分県下4か所（大分市寒田・高城・西の台・別府市）にあるグリーンコープの店舗でも、準備が整い次第同一商品を販売します。

商品を購入することで、脱原発運動に参加できる！この企画を通して、多くの方に「伊方原発をとめる大分裁判の会」を共に応援して欲しいと願っています。

グリーンコープ生協おおいた
理事長 宇都宮 陽子

県議会に約4万人署名と「請願書」を提出

署名活動ありがとうございました

佐藤裁判長は5月24日の差止仮処分審尋をもって結審とし、9月中には決定を出すと言明しました。限られた日数のなかで、私たちに何ができるのか、手をこまねいてい

るわけにはいきません。
6月23日定期総会で署名活動を提案し、承認をいただきました。実質2ヵ月間の、酷暑のなかでの取り組みでしたが3万9674筆の署名を集めることができました。会員の

皆様方のご苦勞に感謝申し上げます。また県平和運動センターに結集する労働者の皆様、グリーンコープ等生協の皆様、解放同盟の皆様など多くの団体にも大変お世話になりました。ありがとうございました。今回の署名の取り組みは県民世論を喚起するうえで大きな力になったと思います。



県議会商工労働企業委員会で「継続」審議に

9月5日11時、井上県議会議長に請願を申し入れました。松本文六原告団共同代表が机上の"4万人署名の山"を前にして趣旨説明を行いました。井上議長から、署名の重みを受け止め真摯に県議会で論議するとの返事がありました。

9月18日商工労働委員会(委員7名)では、尾島保彦、堤栄三県議が私たちの請願を採決するよう主張しましたが3対3の同数となり吉富英三郎委員長決済で「継続」の扱いとなりました。商工労働部の課長が委員から求められた説明について明確に答えることが少なく、答えた内容がこと

ごとく四電の説明を根拠にしていることに失望し腹立たしく思いました。次回12月県議会での継続した議論が求められます。

このほか9月13日の県議会一般質問のなかで、玉田輝義県議が広瀬知事に対して「514名の裁判の重みを、県民の思いとして切実に受け止めてほしい」と訴えました。

応援団だより

広報活動について

応援団は、広報活動の一つとして、軽トラ広報車による街宣活動を行って来ました。

県内くまなくほぼ一巡し(地域によっては2回3回とお邪魔しました)

延べ走行距離は300キロを越えます。

「伊方原発に、ひとたび事故があれば、大分の農業資源や地域住民への壊滅的な打撃をこうむること、自然エネルギーに転換するべきこと」を訴えて来ました。

原稿を作ってくれた津久見の仲間、テープの吹き込みをしてくれた共同代表の奥田さん、そして何よりも、各地で同行してくださった皆さんに感謝します。

大分地裁の仮処分決定は、残念なものでしたが、これからもさまざまな工夫をこらして頑張ります。

物販活動について

ラーメンなど3品を1つ1000円で販売。(税込) 利益は一箱につき460円~504円(※参考) 100個販売した時の利益48,000円

伊方原発をとめる大分裁判の会応援物販
美味しく食べてみんなで応援しよう!

各千円
(消費税込み)



裁判応援の物販であることが分かるシールを販売会社が無料で必要枚数作成。

皆様のおかげさまで現在185個の販売となっております。ご協力よろしくお願ひします。

《伊方原発をとめる大分裁判の会応援団事務局 白杵市江無田14組元気力ネットワーク・うすき事務所内》

編集後記

■ある程度予想されたとはいえ、これ程「思考停止」「責任放棄」の決定になるとは思っていなかった。まさに司法の崩壊と言える。不思議なのは「この裁判長になったから期待できる」又は「期待できない」と、予見できるらしいとのこと。それでいいのかとシロウトは思ってしまう。

■希望は、仮処分を即時抗告して、高裁でたたかい続けること。本訴も引き続き、論点を整理して、ねばり強く続けること。514名の原告と多くの応援団、見守ってくれている県民がいて、子や孫たちに少なくとも「私たちはたたかっているよ」と語れること。

■第12回口頭弁論は来年2月14日14時30分に決定。

■沖縄で玉城デニー氏が勝利して少し溜飲を下げた。基地問題と原発問題は同根だと思ふ。沖縄の民衆は、政府側のアメとムチ攻勢に目もくれず、ウチナンチューの自立と平和による国づくりを選んだ。三選され内閣改造をした安倍総理だが、すでにその「かげり」がささやかれ始めた。

■余りに多くの仕事をかかえていた小坂事務局長の負担を森山事務局次長が分担したあおりで、ニュース編集の仕事が回って来た。体力と気力が低下の一方なので心もとないが、とりあえずやってみることに。(脇元)